

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福井県越前市長

公表日

令和5年8月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>越前市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①接種対象者の抽出 ②予防接種接種履歴の管理 ③未接種者の抽出 ④統計処理 ⑤個別の予防接種相談 ⑥予防接種後の健康被害に対する救済措置対象者の管理 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付</p>
③システムの名称	1. 予防接種システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー 5. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10,93の2の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報提供及び情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2,16の3,17,18,19,115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	越前市市民福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	越前市総務部人事・法制課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-22-3013
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	越前市市民福祉部健康増進課 福井県越前市府中一丁目13-7 0778-24-2221

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月14日	I 5 ②所属長	健康増進課長 倉田昌宜	健康増進課長 出口茂美	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成28年9月14日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成27年9月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年9月1日	I 5 ②所属長	健康増進課長 出口茂美	健康増進課長 小玉昭子	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成29年9月1日	II 1. 対象人数、3. 取扱者数	平成28年9月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 5 ②所属長	健康増進課長 小玉昭子	健康増進課長 小嶋雅則	事後	人事異動に伴う変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年5月21日	I 5 ②所属長の役職名	健康増進課長 小嶋雅則	健康増進課長	事後	様式の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年7月2日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成29年9月1日時点	平成30年7月2日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年5月1日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	平成30年7月2日時点	令和元年5月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和2年6月1日	I 8. 連絡先 II 1. 対象人数、2. 取扱者数	府中一丁目11-2 福祉健康センター内 選択肢2) 令和1年5月1日時点	府中一丁目13-7 選択肢3) 令和2年6月1日時点	事後	新庁舎移転による住所の変更、及び風疹の追加的対策が昨年度から始まったことによる対象人数の変更
令和3年1月19日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10の項	番号法第9条第1項 別表第一 10,93の2の項	事後	新型インフルエンザ等対策措置法に係る対応
令和3年1月19日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 16の2,17,18,19の項	番号法第19条第7項 別表第二 16の2,17,18,19,115の2の項	事後	新型インフルエンザ等対策措置法に係る対応
令和3年2月16日	I 1 ②事務の概要	予防接種法及び行政手続きにおける…	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける…	事後	新型インフルエンザ等対策措置法に係る対応
令和3年6月1日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	I 1 ②事務の概要	<p>越前市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①接種対象者の抽出 ②予防接種接種履歴の管理 ③未接種者の抽出 ④統計処理 ⑤個別の予防接種相談 ⑥予防接種後の健康被害に対する救済措置対象者の管理</p>	<p>越前市は、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①接種対象者の抽出 ②予防接種接種履歴の管理 ③未接種者の抽出 ④統計処理 ⑤個別の予防接種相談 ⑥予防接種後の健康被害に対する救済措置対象者の管理 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加
令和3年6月1日	I 1 ③システムの名称	<p>1. 予防接種システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー</p>	<p>1. 予防接種システム 2. 宛名システム 3. 番号連携サーバー 4. 中間サーバー 5. ワクチン接種記録システム(VRS)</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加
令和3年6月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10.93の2の項	<p>番号法第9条第1項 別表第一 10.93の2の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加
令和3年6月1日	I 4 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7項 別表第二 16の2,17,18,19,115の2の項	(情報提供及び情報照会の根拠) 番号法第19条第8項 別表第二 16の2,16の3,17,18,19,115の2の項	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の追加
令和3年7月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 10.93の2の項 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表第一 10.93の2の項 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	9月1日施行の番号法第19条改正に伴う号ずれの修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 4 ②法令上の根拠	(情報提供及び情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 16の2,16の3,17,18,19,115の2の項	(情報提供及び情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 16の2,16の3,17,18,19,115の2の項	事前	9月1日施行の番号法第19条改正に伴う号ずれの修正
令和3年8月2日	I 1 ②事務の概要	⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供	⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種証明書交付事務の追加
令和4年6月1日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	II 1. 対象人数、2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。
令和5年8月10日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部秘書広報課 0778-22-3428	総務部人事・法制課 0778-22-3013	事後	時点日の変更であり、重要な変更には該当しない。